



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

中小企業も時間外労働の上限規制、はじまります！

今年4月から有給休暇取得義務等、順次働き方改革関連法が施行されています。働き方改革関連法の1つである**時間外労働の上限規制**は、大企業で今年4月から、**中小企業では来年2020年4月から施行されていきます**。時間外労働の上限とは、時間外・休日労働に関する協定（以下36協定）で定める時間外労働の限度時間であり、法改正後、**限度時間を超えて労働させた場合は労働基準法違反となり、使用者に罰則が科せられることとなります**。

法改正の内容	法改正前	改正後
罰則の適用	なし	あり ※6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金
時間外労働の上限（原則）	1ヶ月45時間、年間360時間	1ヶ月45時間、年間360時間
特別条項付 時間外労働の上限	上限なし(目安月80時間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・単月 100時間未満 ・複数月 平均80時間 ・年間 720時間
適用除外	自動車運転の業務、建設事業 新技術・新商品の研究開発等	新技術・新商品等研究開発業務等
適用猶予		自動車運転業務・建設事業・医師 2024年3月31日まで猶予

※45時間を
超える月は
年6回まで

法改正前は、特別条項付 36 協定届を労働基準監督署へ届出しておけば実質上限なく従業員を働かせることは可能でした。しかし、法改正後は上限を超えた長時間労働をさせることはできなくなります。2020年は目前です。**まずは今からできる対策を検討しましょう。**

対策

- * **実際の労働時間を確認**
始業・終業時間、所定労働時間が適切なのか。残業の申請方法は適切か。
- * **業務内容の棚卸や人員配置の検討**
業務の重複や慣例で行っている業務の見直し。
属人化している業務は長時間労働の温床のため、ワークシェアを試みる。 など



対策は事業所ごとに違い、時間もかかります。ぜひ早めにご相談いただき、弊社担当者と一緒に対策を検討しましょう。

小島 智

退職者の住民税手続きをお忘れなく！

昨年度から**住民税の特別徴収**が推進され、今年度も各市町村からの通知書により給与からの控除が始まりました。**特別徴収対象者が退職した時には、市町村への届け出が必要になります。**

【**住民税異動届**】に、**退職時までに徴収した分と未徴収となった分**を記載し、**退職者住所地の市町村へ提出**をします。

⇒この届を出すことにより、未徴収分が普通徴収へ切り替えられ、退職者へ納付書が送付されます。

■ **1月1日から5月31日**までの間に退職した場合、**特別徴収していない残りの住民税全額を一括徴収して納付**することとなっています。退職日によって未徴収分の算出方法が変わりますので、徴収漏れにご注意ください。

■ **徴収税額が0円（非課税）の方や、退職までに年税額を徴収済みの方**であっても、特別徴収対象者については、**異動届の提出（普通徴収への切り替え）が必要**になります。

青木 明子